

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁	
050010	売春行為の条件付き許可	売春防止法3条、5条～13条	売春防止法3条、5条～13条	特定区域内での指定設備を有する建物客室内において、売春行為の条件付き許可について要望する。	売春防止法第11条では、「情を知って、売春を行う場所を提供した者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する」と、場所の提供を禁止しています。しかし一方で風営法での店舗型および派遣系サービスが、認可および届出制になり場所の提供を容認しています。その中で売春が行われているのは周知の事実であるので、「売春を禁止する」とした場合に、このような形態に対しどのような取り締まりが行われるのか教えていただきたいと思っております。 第14・15次提案において「売春防止法は、「売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良な風俗をみだすものである」との基本的な理念を宣明した上、売春行為を禁止するとともに、売春を助長する行為等を処罰している」と、毎回同じ回答をされています。 しかし同第4条では適用上の注意として、「この法律の適用にあたっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない」とあります。何度も言いますが、国民の権利とは憲法に保障された「職業選択の自由」も含まれます。従って一般国民は別として、従事者に対して売春防止法は適用されないこととなります。そのため従事者用に区域を限定した特例措置を講じても、問題は生じていないと考えますので、再検討を要望します。	C	I	売春防止法第3条は、「何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない」と規定して、売春行為を禁止しているが、その理由に関して、同法第1条は、「売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良な風俗をみだすものである」と規定しているところである。このような売春の営業を特定の地域に限って認可することが、構造改革特区区域の趣旨にかんがみて相応しいかどうかについては、女性の基本的な人権の尊重や、社会の善良な風俗の維持という観点からの検討も不可欠であるところ、現時点において、要望事項を認めるのは不適当と言わざるをえない。					1 0 2 0 2 0	個人	青森県	警察庁 法務省
050020	土地区画整理事業における公共施設充当地に関する事業施行者の証明書の発行要件の見直し	不動産登記事務取扱手続準則第68条	不動産の表示に関する登記は、権利の客体である不動産の物理的状況を公示し、権利に関する登記とあわせて、不動産の取引の安全と円滑を確保するための制度である。土地の地目も上記の表示に関する登記によって公示される事項であるが、土地の地目を定める場合には、土地の現況及び利用目的に重点を置き、土地の状況を観察して定めている。	土地区画整理事業(先行買収)に係る事業施行者の証明書の発行要件として、現在は「買収に係る土地が公衆用道路、公園又は雑種地として登記されている場合のみ証明書を発行すること」と規定されているが、地目が宅地のままでも課税の特例の対象とする。その場合において、買収に係る土地を公共施設の用地として登記をした旨を証する書類として添付が義務づけられている登記簿謄本に代えて「買収目的を記載した登記承諾書の写し」、または、「地方自治法上の行政財産としての財産台帳の写し」を認める。	土地区画整理事業(減価補償金地区)における公共施設充当地については、土地を先行買収することができることとなっており、その土地の譲渡所得に課税の特例が適用できるとなっている。 しかしながら、課税の特例を適用するには、「当該土地等を当該公共施設の用地として登記をした旨を証する書類」の添付が義務づけられており、更に、「当該買収にかかる土地が公衆用道路、公園又は雑種地として登記されている場合のみ証明書を発行すること」とされている。 また、土地区画整理事業運用指針では、「公共施設充当地を取得した場合においては、法務局と十分に調整の上現況に照らして当該土地は公共施設の用に供する土地として登記申請することが望ましい」とされている。そのため、法務局(登記部門)へ当該土地の地目変更についての協議を行ったが、現況主義を根拠に地目変更に応じてもらえない状況にある。 (提案理由) 本市が減価補償金の交付に代えて用地の先行買収を行うおとして宅地に集合住宅があり、この集合住宅をすぐに撤去せず、当面、中断移転の仮住居として有効活用することを検討している。これは、①仮住居費の移転補償費の縮減(約9,000万円)、②中断移転者の負担軽減による事業の円滑化、が見込まれることによる。当該土地の買収について課税の特例を適用したい。 (代替措置) ①地目が宅地のままでも(証明書の発行を可能とし、)課税の特例の対象とする。 ②証明書発行の際の添付書類として、「買収目的を記載した登記承諾書の写し」、または、「地方自治法上の行政財産としての財産台帳の写し」でも可能とする。	C	IV	表示に関する登記の制度趣旨に照らすと、法務局における地目変更の処理については、本件課税の特例適用を受けることを目的としているのか否かによって、その取扱いを変更すべきものではなく、あくまで土地の現況及び利用目的に重点を置いて判断すべきであり、これにより、登記簿上、土地の地目を適正に公示することができるものである。 したがって、特区においてのみ、この判断基準を緩和するといった措置を講じた場合、登記簿上、土地の地目を適正に公示することができなくなり、地目の混乱を招き、制度の根幹を揺るがすことになりかねないことから、このような対応を採ることはできない。					1 0 0 6 0 1 0	松山市	愛媛県	法務省 財務省 国土交通省
050030	ベトナム人介護福祉士への就労在留資格の認定	出入国管理及び難民認定法第2条の2	本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法に掲げられる在留資格をもって在留しなければならない。介護分野の業務は、全体としては外国人の受入れを認めている専門的・技術的分野の業務としての評価が確立していないため、該当する在留資格はない。	現在、ベトナム人看護師は、日本へ留学して日本における看護師資格を取得した後、一定期間(最長7年)、日本の医療機関での就労が認められる在留資格(医療)が適用されているが、介護士についても、日本において介護福祉士の資格を取得後、一定期間(最長5～7年程度)の就労を認可される在留資格を付与していただきたいこと。 例えば、「人文知識・国際業務」、「技能」、「特定活動」など既存の分類の適用、または新規分類の開設。	現在の入国管理法では、外国人(ベトナム人)が日本の介護福祉士の資格を取得しても、その後日本で就労するための在留資格が認定されないが、これを一定期間(例えば5～7年程度)認定していただきたいこと。 これが実現すれば、高齢者介護の職務を志すベトナム人に動みになると同時に、今後長期的に不足が予想される日本での高齢者介護専門職者の増強にも貢献できることになる。 提案理由: ①ベトナム国においては、高齢者介護に関する法制、行政施策、介護施設、専門職養成制度など、総合的な体系が未整備であり、また、養成機関がなく、職場も少ないので、介護専門職を志す者は、日本など先進的な外国に留学し、資格取得し、実践経験することがもっとも迅速で有効な手段であること。 ②日本においても、将来不足が懸念される介護専門職を外国人に一部依存せざるをえないならば、その準備は早期に、かつ多面的に準備することが望ましいと考えられること。 詳細は参考資料をご参照ください。	C	I・III	介護分野の業務は、全体としては外国人の受入れを認めている専門的・技術的分野の業務としての評価が確立していないため、現状においては該当する在留資格がないが、介護に必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し、当該知識等を活かして介護指導、相談業務等に従事しようとする場合には、「人文知識・国際業務」の在留資格に該当する場合があります。日本の大学等を卒業した者で介護福祉士資格を有するものによる身体介護業務も含めた介護分野への従事の可否については、現在のインドネシア等との経済連携協定(EPA)に基づく介護福祉士候補者の就労状況等も踏まえて検討する必要があると考えられる。なお、ベトナムとのEPAについては、平成21年10月に発効済みであるが、介護福祉士の受入れに係る約束は含まれておらず、その受入れの可能性についてベトナム側と追加的に交渉することとなっている。		ご回答内容について、当方の意見/要望を申し述べます。 (1)介護業務は今後の日本において必要性が高い業務として、早急に「専門的職務としての評価」を認めていただき、日本人のみならず外国人にも就労の機会(在留資格)を認定していただきたく願います。また、ベトナム人大卒者は非常に少数なので、介護専門学校卒で、国家試験に合格して介護福祉士として就労する人々を想定しています。 (2)ベトナムとのEPAに基づく介護福祉士の受入れは、「その有無」「時期」など現時点では不明なので、私どもは、ベトナム人介護士の早期就労受入れを「先行して」認定していただきたく、「特区」申請申し上げる次第でございます。		1 0 1 4 0 1 0	ユニニ株式会社	東京都	法務省 外務省 厚生労働省	
050040	個人が所有しているエコポイントと当選品付き抽選券を交換するエコポイント宝くじの創設	刑法185条、187条	刑法185条、187条	今回提案する「エコポイント宝くじ(仮称)」とは、当選品付き抽選券を、個人等が所有しているエコポイントと交換で取得し、いずれかの応募者に環境配慮型商品を配分するシステムです。 現在、刑法の特例として、地方財政資金の調達を目的に、都道府県等に宝くじの発売が認められているところですが、このエコポイント宝くじについては、現金ではなくエコポイントを抽選券と交換であり、環境貢献の観点から、関東圏と関西圏において特区として認めていただきたい	地球温暖化対策の1つの手段として提案させて頂くこのエコポイント宝くじ創設は、当社の特許権を利用したシステムであり、個人等から一定のエコポイントを協賛・拠出して頂き、一定の算出方法で環境配慮型商品が寄贈されるというものであります。この算出方法は現状行われている宝くじ方式、町内会などで利用されているガラガラポン抽選方式と一緒です。 エコポイント宝くじのシステムとしては、エコポイントとの交換により抽選券を入手した応募者に、当選品としてエコカーや太陽光発電システムなどの環境配慮型商品が当選するものです。また、応募者から拠出されたエコポイントの一部を、幼児施設(保育所・幼稚園等)などの公益的なエコ事業の促進に充てる予定です。全てが「環境とエネルギー」分野で政府が進める低炭素社会の実現に特化した事業形態で考えられています。	C	I	賭博、富くじの発売等については、刑法により罰則が定められているところ、当該行為を正当化する特別立法については、法務省が積極的に検討する主体ではないものの、いずれかの省庁において本事業に係る行為を正当化する法律を立案することになれば、その内容について、法務省が個別に当該省庁との協議に応じる用意はある。		本提案が刑法185条及び第187条に抵触するか否かを明確に回答されたい。 併せて右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		1 0 2 4 0 1 0	株式会社市姫商事	福井県	総務省 法務省 経済産業省 環境省 消費者庁	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
050050	事業用定期借地権設定契約における借地借家法第23条2項の不適用	借地借家法第23条第2項	専ら事業の用に供する建物の所有を目的とし、かつ、存続期間を10年以上30年未満として借地権を設定する場合には、契約の更新、建物の築造による存続期間の延長、建物買取請求権等の規定(借地借家法第3条から第8条まで、第13条及び第18条)は、適用されない。	事業用定期借地権設定契約について10年未満も認める。(借地借家法第23条2項の改正)	企業の競争力維持、産業振興を図るためには、工業地帯の遊休地を企業が柔軟に活用し、最適利用することが有効な方法の一つである。インフラの整った遊休地の利用は、借主にとっては投資・運営コストをともに低減でき、貸主にとっても投下資本の回収が進む等大きなメリットがある。 鹿島臨海工業地帯内には遊休地を所有している企業が少なからずあるが、借地借家法の事業用定期借地権は、期間が最低10年となっているために、双方が10年未満の期間や契約満了時の借主による更地化に合意しても、法第9条及び第16条の強行規定により、借地期間が30年となる上に、契約終了時に借主に建物買取請求権が発生する。これが貸し側のリスクとなり、工業団地内での遊休地の利用が進まない原因となっている。 借地借家法は立場の弱い個人を保護することが目的であるが、鹿島臨海工業地帯内の企業は主に大企業であり、各企業とも十分に契約リスクを考慮の上、契約を締結するために必ずしも保護する必要はない。 事業用定期借地権においては10年未満の契約も認め、当事者間の選択肢に幅をもたせれば、未利用地の利用阻害要因を排除でき、鹿島経済特区である鹿島臨海工業地帯内の産業発展を図ることができる。	C	I	借地借家法第23条第2項が事業用定期借地権等の最低存続期間を定める趣旨は、借地権の安定性を最低限確保し、借地権者を保護する点にあるとされているが、そもそも借地借家法に事業用定期借地権など新たな借地権を取り入れたのは、新規の貸し地を増大することを期待しての制定である。零細企業等の借地権者を保護することは、例えば、会社法に定める大会社に限って10年未満の事業用定期借地権を認める規定を制定するなど、比較的簡易な条件を付すことで保護が可能である。企業間の取引については、原則、自由にさせ、土地の流動化、経済の活性化を図るべきであり、特区において本要望を実現できないか具体的に検討し回答された。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	貴省の回答によれば、「最低存続期間を定める趣旨は、借地権の安定性を最低限確保し、借地権者を保護する点にある」とされているが、そもそも借地借家法に事業用定期借地権など新たな借地権を取り入れたのは、新規の貸し地を増大することを期待しての制定である。零細企業等の借地権者を保護することは、例えば、会社法に定める大会社に限って10年未満の事業用定期借地権を認める規定を制定するなど、比較的簡易な条件を付すことで保護が可能である。企業間の取引については、原則、自由にさせ、土地の流動化、経済の活性化を図るべきであり、特区において本要望を実現できないか具体的に検討し回答された。		1025010	茨城県、三菱化学㈱鹿島事業所	茨城県	法務省
050060	事業用定期借地権設定契約における借地借家法第23条3項の不適用	借地借家法第23条第3項	事業用定期借地権等(借地借家法第23条第1項及び2項)の設定を目的とする契約は、公正証書によってしなければならない。	事業用定期借地権設定契約は、公正証書によらないことを認める。(借地借家法第23条3項の不適用)	企業の競争力確保、産業振興を図るためには、工業地帯の遊休地を企業が柔軟に活用し、最適利用することが有効な方法である。インフラの整った遊休地の利用は、借主にとっては投資・運営コストをともに低減でき、貸主にとっても投下資本の回収が進む等大きなメリットがある。 鹿島臨海工業地帯内には遊休地を所有している企業が少なからずあるために用地の貸し借りの需要はあるものの、借地借家法の事業用定期借地権の設定は公正証書によるものとされており、そのための費用、時間及び労力が発生するため、事業用定期借地権の利用が進まない原因となっている。さらに、賃借料は土地の時価に応じて変動する条件とすることが多いが、土地代を含め、契約条件を変更する度に公正証書を作成する必要がある。他の取引契約と同様に、公正証書でない事業用定期借地権設定契約の有効性を認めれば、事業用定期借地権の活用が促進され、鹿島経済特区である鹿島臨海工業地帯内の用地利用の最適化が図れる。	C	I	借地借家法第23条第3項の趣旨は、事業用定期借地権等が借地権者にとって不利であることから、その設定の趣旨を明確にし、誤りがないようにするためというだけでなく、この借地権が借地権設定者にとって有利であることを利用して借地を希望する他の者に先んじるため、実際には事業目的ではないのに事業目的であるとしてこの借地権の設定を受けようとする者が現れるなど濫用のおそれがあり、そのことは、借地を希望する他の者に不利益を与え、ひいては借地の市場全体に無視できない悪影響を及ぼすものであって、法が保障しようとしている他の借地権の存続期間等に関する安定性の実現を全体として阻害するおそれがあることから、これを防止する体制が必要とされたという公的な要請にも基づくものとする。 このような制度趣旨に照らせば、特定の地域に限って同条項の例外を認めることは、当該地域に存在する零細企業等、公正証書の作成によって保護されるべき者の保護を害するおそれがあるだけでなく、当該地域における全ての借地権の安定性を阻害するおそれもあるため、要望事項を認めることは不適当である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	貴省の回答によれば、「借地権設定者が事業目的ではないのに事業目的であるとして借地権の設定を受けようとする者が現れるなど濫用のおそれがある」としているが、これは借地権設定者と借地権者が共謀により、又は借地権者が単独で目的を偽り契約する場合であり、これは公正証書によっても防止できない。さらに他に借地を望む者がいた場合には、裁判の場で治癒を求められることもできる。公正証書化の義務により土地賃貸借が促進されないことは、借地希望者にその機会を失わせ、借地の市場が活性化されない原因となっている。従って、公正証書を作成については任意とするべきであり、特区において本要望を実現できないか具体的に検討し回答された。		1025020	茨城県、三菱化学㈱鹿島事業所	茨城県	法務省
050070	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親への長期在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第1の5、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下部(二)に掲げる部分に限る。)に掲げる活動を定める件第11項	出入国管理及び難民認定法別表第一の五の下欄(イ又はロに係る部分に限る。)に掲げる活動を指定されて在留する者と同居し、かつ、その者の扶養を受けるその者の父若しくは母又は配偶者の父若しくは母(外国において当該在留する者と同居し、かつ、その者の扶養を受けていた者であって、当該在留する者と共に本邦に転居するものに限る。)は、在留資格「特定活動」をもって在留を許可している。	成長産業分野であって資本金1億円以上の本社設置外資系企業について、在留資格「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人在籍者の親の活動を、在留資格「特定活動」に追加する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、世界的な外資系企業が本社を設置している。これら大企業は地域経済に大きく寄与するなか、とりわけ、成長事業を展開する企業活動は、今後の地域経済の発展において極めて重要である。これら成長事業を展開する大企業の外国人経営者や経営幹部層なども範囲に含む、高度な人材の獲得は、外国人と日本人が共生して発展してきた当地域の経済成長や雇用創出に必要不可欠である。いわゆる高度人材の親の在留が認められたことを踏まえ、当地域にとって同程度に重要である外国人経営者等が、親の問題で入国が困難になったり、在留を断念することがないよう、親の活動を「特定活動」に加えることを求めるものである。	C	I・II・III	我が国は、政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人については積極的に受け入れることとし、いわゆる単純労働者については受け入れを認めないが、本要望は、専門的、技術的分野における外国人の受け入れに係るものではなく、実質的に在留資格「家族滞在」の範囲拡大を求めるものである。当該措置の実施は、長期滞在、定住化を進めることとなるため、政府として移民の受け入れ政策をとっていない以上、家族滞在の範囲を拡大して受け入れを行うことはできない。なお、本国において他に身寄りがなく扶養を受けなければ生活できない高齢者、高齢、病氣治療等特別な事情が認められる者の場合など必要性の高い場合には、現在も個別の判断により在留を認めているところである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	政府設置の「高度人材受入推進会議」の報告書(H21.5)によれば、経済成長や雇用創出に必要な不可欠な人材として、研究者、技術者だけでなく、経営幹部層なども範囲に含む、グローバルな高度人材の獲得の必要性が提言されている。 本要望は、同会議の提言の趣旨を踏まえた規制緩和として、適用対象の条件を限定するものであり、懸念される「移民」や「単純労働者」の受け入れを求めるものではない。既に親の長期の在留が認められている「特に高度な研究者・情報処理技術者」に加え、成長産業で資本金1億円以上の本社設置外資系企業勤務の「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」の在留資格も追加するよう検討願いたい。		1026050	兵庫県	兵庫県	警察庁 法務省 厚生労働省
050080	在留資格「人文知識・国際業務」の実務経験年数の緩和等	出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の基準を定める省令	外国人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について10年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を習得していることが必要。 また、外国人が母国の文化に基礎を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務に関連する業務について3年以上の実務経験が必要。ただし、大学を卒業した者が、翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りではない。	「特定家族滞在活動」で在留している外国人研究者の配偶者について、母国語を活用して就労するために「人文知識・国際業務」(うち国際業務)へ在留資格の変更を行う場合に要求される実務経験年数(3年以上)の緩和、あるいは当該要件に替わる新たな評価基準の設定を求める。	世界最大の大型放射光施設Spring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受け入れ促進を図ってきた。外国人研究者の配偶者についても社会活動への積極的な参加を可能とすることで、家族での滞在がしやすくなり、より魅力的な研究環境の提供が可能となる。これにより、優秀な人材の集積を図り、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。 播磨科学公園都市では外国人研究者が特例措置を活用し、長期(最大5年間)で研究プロジェクト等へ参加している。多くの外国人研究者は家族での滞在を望んでいるが、長期滞在のため家族も積極的な社会活動への参加を希望しており、日本の生活における障害となっている。そこで、「特定家族滞在活動」の資格を持つ外国人研究者の配偶者が母国語を活用して外国語学校等で就労するため、「人文知識・国際業務」(うち国際業務)に在留資格を変更する場合に要求される実務経験年数要件の緩和、あるいはこれに替わる新たな評価基準を設定することで、積極的な社会活動への参加を可能とし、外国人研究者の受け入れ環境の向上を図りたい。	C	III	我が国は、政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れることとし、いわゆる単純労働者については受け入れを認めないが、在留資格「人文知識・国際業務」に係る基準は、当該外国人が専門的、技術的な知識等を有するか否かを審査するための基準として十分合理性を有するものと考えられる。翻訳、通訳、語学の指導等に係る業務に従事しようとする場合には、大学(短期大学を含む。)を卒業しているか、従事しようとする業務に関連する業務について、3年以上の実務経験があれば認められ、新たな要件等の設定などの更なる緩和は困難である。 なお、母国語を活用して外国語学校で指導する目的で就労する場合、当該外国人が資格外活動許可を受けて、配偶者としての活動を阻害しない範囲内で外国語学校等で就労するなどにより、在留資格の変更を行わなくても、社会活動に参加することは可能となっている。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	検討要請の趣旨は、配偶者ではなく研究者本人の研究環境改善にある。配偶者の在留資格基準の緩和は、技術的分野における外国人労働者である研究者本人の積極的な受け入れにつながるものであり、当該研究者の配偶者であることを条件に在留資格基準の緩和を行うことは、直ちに単純労働者の受け入れにつながるものではないと考えられる。		1026060	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	兵庫県	法務省 厚生労働省
050090	パチンコ営業店のカジノ営業許可	刑法185条、186条	刑法185条、186条	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で定めるところの7号営業である、パチンコ営業店がパチンコ営業の他に、カジノ営業も併設して行う事が出来る。	カジノは、世界各国に存在する健全な娯楽施設であり、提案理由としては以下の通りであります。1. カジノで新しい娯楽を創出する。2. カジノで雇用創出および消費の拡大を促し、地域経済の活性化につなげる。3. カジノで得る収益を特定の目的(子育て支援、環境対策)として活用する。これはカジノを運営するにあたっては、防犯及びセキュリティに関してノウハウを持ち、経営が健全であると認められた、パチンコ営業店に対し、全国に先駆けてカジノ特区として許可するのが良いと考えられます。その内容については、法務省が個別に当該省庁との協議に応じる用意はある。	C	I	刑法185条及び186条は、社会の風俗を害する行為として規定されているところ、刑罰法規の基本法である刑法を改正して、カジノのみを構成要件から外すことはできない。パチンコ営業店がカジノ営業することを正当化する特別立法については、法務省が積極的に検討する主体ではないものの、いずれかの省庁において当該営業行為を正当化する法律を立案することとなれば、その内容について、法務省が個別に当該省庁との協議に応じる用意はある。			1047050	株式会社玉越	愛知県	警察庁 法務省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
050100	外国人永住権申請の規制緩和(ガイドライン緩和・明確化)	出入国管理及び難民認定法第22条第2項、永住許可に関するガイドライン	永住者への在留資格の変更の要件は、原則として、①兼行が善良であること、②独立生計を営むに足る資産又は技能を有すること、③その者の永住が日本国の利益に合すると認められること、としていること。③については、原則として引き続き10年以上本邦に在留していることや罰金刑や懲役刑などを受けていないこと等を求めている。	現在のガイドラインは、永住権取得のための条件が非常に厳しい上、表現が曖昧。また、永住権取得に関するサポートが不十分と考える。政府は自国民のことを優先的に考え、これに応じて外国人材材の出入国を管理する役目も担っていることは理解しているが、グローバル社会が進んだ現代社会により適した新たなガイドラインが必要と感じる。 国内の経済を停滞させるようなこのような過度な規制を緩和し、外国人材材がより暮らしやすい社会を作ることによって世界中で強く、魅力的である国づくりを目指すべく、提案する。	【提案理由】 ①現行のガイドラインは非常に厳しい(在留年数等)②申請プロセスが複雑③審査基準・プロセスが不透明 【提案内容】 ①ガイドラインの緩和 a.在留期間 最低10年→5年 b.在留資格 就労資格又は居住資格をもって引き続き5年以上在留していること一廃止 ②申請プロセスの可視化 a.マニュアルの作成、公開 b.申請方法に関する専門窓口設置 ③審査基準の透明化、標準化 ④「抽選永住権」制度の導入 【上記緩和によるメリット】 ・税収拡大・不法滞在や外国人犯罪率低下・在留外国人の購買拡大による経済活性化 ・日本企業の国際化を後押しする・優秀な外国人材材を日本へ誘致できる	D	—	永住許可の要件として、原則として引き続き10年以上の本邦に在留等を求めているのは、申請人である外国人の在留の態様、家族・親族状況等から見て、申請人の我が国社会との有機的関連が相当強くなっていると考えられ、これら期間の在留をもって我が国社会の構成員として認められるものと評価し得るからであるが、10年以上継続して本邦に在留していない場合であっても、例えば、外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者については、5年以上継続して本邦に在留していることをもって永住許可を与える等の取扱いを行っているところであり、「引き続き10年」の在留を絶対視しているものではない。また、入国管理局のホームページにおいて、永住を希望する外国人の許可要件に関する見込み可能性を高めるため、永住許可・不許可事例や、我が国に貢献があると認められる者への永住許可のガイドラインを公表し、透明化に努めているところである。				1048060	株式会社 パソナグループ シャドーキャビネット	神奈川県	法務省
050110	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の投資・経営の項の下欄に掲げる「投資・経営」の在留資格の要件の規制緩和	出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令	在留資格「投資・経営」について、本邦において投資又は経営する貿易その他の事業がその経営又は管理に従事する者以外に2人以上の本邦に居住する者(入管法別表第一の上質の在留資格を持って在留する者を除く。)で常勤の職員に従事して営まれる規模のものであることを許可基準の一つとしているところ、この規模について、新規事業を開始しようとする場合の投資額が年間500万円以上であることを目安としている。	資格要件の考え方の中の、「外国人が実質上その会社等の経営を左右できる程度の投資(最低でも500万円以上)をすることを前提として必要」という規制の中の「最低でも500万円以上」という金額制限を撤廃。	【提案理由】 外国人の日本での起業障壁の撤廃 【実施内容】 大阪もしくは福岡を規制特区とし、少額投資でも起業できる土台を作り、外国人起業家を誘致し、産業を活性化させる。	C	—	在留資格「投資・経営」は、相当額の資本を投資した企業の経営者、管理者について、その活動が専門的技術、知識等を要するか否かに関わりなく、入国を認めるものであり、投資要件等の緩和は困難である。			1048110	株式会社 パソナグループ シャドーキャビネット	神奈川県	法務省	
050120	本邦に入学し、又は本邦から出国するすべての人の公正な管理にかかる手続、検査要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第六條、第七條、第25條、第60條、第61條	本邦に上陸しようとする外国人は、上陸しようとする入国港において、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸のための審査を受けなければならない。また本邦外の地域から本邦に帰国する日本人は、入国審査官から帰国の確認を受けなければならない。さらに、本邦外の地域に赴く意図をもって出国しようとする外国人及び日本人は、その者が出国する入国港において、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。	現行法で規定されている本邦に出入国するすべての人の公正な管理について、船舶の構造及び乗、下船方法等を変更し国内、国外の旅客船利用者との接触を遮断するなど、一定の要件を満たした外国航路船舶を使用する場合に限り、船舶の資格変更(内、外航路への変更)に伴う入出国管理の手続き及び検査を本邦出発地又は目的地で行なうことを可能とする。	外国航路船舶(超高速船)を国内旅客輸送手段として活用することにより、減便、廃止されていく離島と本土を結ぶ生活航路を確保するとともに、離島と本土の交流人口の拡大を図っていく。 提案理由: 離島と本土を結ぶ航路の経営状況は、利用者の減少や燃料価格の高騰により非常に厳しく、会社存続のために航路の減便や休止を余儀なくされている。しかし、本市の北部地域と本土を結ぶ航路(超高速船)は、移動距離や時間、経費を勘案すると島民の生活を支える上で重要な移動手段であり、存続を図っていく必要がある。そこで、韓国との国境に近接しているという本市の地理的な特性を活かし、福岡市と釜山市を結ぶ外国航路船舶(超高速船)を本市の北部地域と福岡市とを結ぶ国内旅客輸送手段として活用し、島民の生活路線の確保と交流人口の拡大を図っていくものである。 代替措置: 外国航路船舶を国内旅客輸送手段として活用するためには、船舶の資格の変更を行い、博多～比田勝間を内変し、比田勝～釜山間を外変することにより国内旅客輸送手段として活用を図ることができる可能性はあるが、国内外の航路利用者の利便性を考慮すると、船舶の構造及び乗、下船の方法等を変更し、国内、国外航路の旅客船利用者との接触を遮断する方法により、混乗による利用と出入国管理手続き及び検査要件の緩和を図ることができるものと考えられる。 船舶の資格変更に伴う弊害: 釜山～博多間の外国航路利用者は、船舶の資格の変更を比田勝港(寄港地)で行った場合、一旦比田勝港に上陸し、入国の手続きを行ったあと再度、乗船し目的地に向かうこととなり、利便性を大きく損なうことになる。	C	IV	(韓国との) 出入国者及び(博多～比田勝間)の国内旅行者が同じ船舶に混乗することとなり、乗下船の際にそれぞれが混雑しないような動線の確保及び区分けが困難であると思われるほか、出入国者が乗船している船に国内旅行者を混乗させることで、出入国手続の過剰又は煩雑化を招き、①外国人が上陸許可を受けずに上陸する、②我が国に不法滞在している者が国内移動と称して不法滞在事実を隠蔽することを意図して国外に出国してしまう、③日本人が出入国手続をせずに出国又は帰国する等を防ぐことができない恐れがある。これらを考慮すると、ご提案を受け入れることは困難である。			外国航路船舶を活用した国内旅客輸送手段確保プロジェクト	1049020	対馬市	長崎県	法務省
050130	外国人への健康保険適用の緩和及び在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドラインの見直し	在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン	在留資格の変更及び在留期間の更新は、法務大臣が適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り許可することとされており、この相当の理由があるか否かの判断は、専ら法務大臣の自由な裁量にゆだねられ、申請者の行おうとする活動、在留の状況、在留の必要性等を総合的に勘案して行っているが、この判断に当たっての考慮事項を当該ガイドラインにまとめている。	2010年4月より在留資格変更許可申請および在留期間更新許可申請の際に新ガイドラインの運用に8事項では健康保険証の提示を求めるとなっているが、これが外国人関係で大きな問題が発生しており、今後公的保険加入条件を緩和し、外国人向きの民間の健康保険も可能とする。	日本在住の外国人に公的健康保険に加入を求めることは、長年外国人と雇用などで接した立場から、外国人の実情に照らして困難な点が多いと思います。現実的には多くの外国人は海外または日本の民間の保険を活用しており公的医療保障保険は高額なので、特に種々の日系人には大きな負担です。 もともと日本の公的健康保険は日本人のための制度です。外国人向けの民間健康保険は、日本の公的健康保険ではカバーしてれない保障も可能にしますし、経済的に弱い立場のある外国人向けの低コストの民間保険もあります。例えば日本にいる外国人医師の医療費、死亡時の遺体を自国へ送還する費用、入院時の家族の渡航費用などへのニーズもあります。 実例として、来日後数年したところで、日本の国民健康保険加入した人はさかのぼって保険料を支払うことになり、100万円を超えたこともあります。保険料の支払いが難しく、冷静に判断した上で、帰国する外国人もでてくるでしょうし、多くの外国人はかえって地下に潜ってしまうでしょう。 欧州では、入国に際して民間の健康保険加入を求めることもあり、外国人の健康保険加入がポイントであるなら、民間の保険の適用も合理的と考えます。すべての外国人が日本の公的保険に加入することには無理があると思います。また、今の健康保険の法律は時代が異なるもので、外国人の事情が変わった現在に適用するのは相当な無理があるでしょう。 特に入管のガイドラインの8項目、社会保険加入を強制するようなことは、外国人の諸事情に照らして早急に見直して頂きたい、将来的には公的、民間を問わず健康保険加入とし、無理のない対応を望みます。	B-1	IV	在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドラインにおいて健康保険証の提示を求めているのは、社会保険加入義務がある外国人に対して、その義務を履行することが必要であることを周知し、当該義務の履行を促進するために行うものであり、健康保険証が提示されないことのみをもって申請を受理しない又は不許可処分とするものではないが、健康保険証の提示が加入義務の履行促進を目的としていることをより明確にするため、ガイドラインの改正を予定している。	以下の点を明確に回答されたい。 ・ガイドラインの改正時期及び具体的な改正案(特に第8項目の取扱い) ・健康保険証の提示の不受理の直接的な原因とならないこと 併せて右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	回答は入管ガイドラインが外国人に公的保険加入を促す為の措置で、さらに見直しを行う、と理解するが、特区申請で求めたものは、既に多くの外国人が夫々の事情に適した民間を含む健康保険の手当をしている事実を認め、健康保険の選択の自由を確保することです。 国民健康保険法等は、状況が今とは異なる古い時代の法律で、今後の外国人招聘を促進するには大きな障害となる事は明白です。 入管ガイドラインの第8項目を削除し、外国人への公的保険の強制加入を排除した柔軟な対応に法律、制度を見直すよう強く求めます。 少なくとも当面は、入国管理局の示した文書の通り、外国人に健康保険証の不提示に係る不利益が一切ないよう求めるものです。		1050010	外国人労働者問題協議会	神奈川県	法務省 厚生労働省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェ クト名	管 理 案 事 号	提案主体 名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁	
050130	外国人への健康保険適用の緩和及び在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドラインの見直し	在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン	在留資格の変更及び在留期間の更新は、法務大臣が適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り許可することとされており、この相当の理由があるか否かの判断は、専ら法務大臣の自由な裁量にゆだねられ、申請者の行おうとする活動、在留の状況、在留の必要性等を総合的に勘案して行っているが、この判断に当たっての考慮事項を当該ガイドラインにまとめている。	入管法の改正により、2010年4月より在留資格変更許可申請および在留期間更新許可申請の際に新ガイドラインを運用し、保険証の提示を求めるとなっているが、その保険が日本の公的保険だけでなく、外国人向けの民間の国際健康保険でも可となるよう求める。	日本の公的健康保険は、日本人のニーズに合うように作られた制度です。横浜市において永住権をもたず就労ビザを有して働いている外国人の多くは、ある一定期間日本で就労し、雇用契約が終了すると帰国したり、あるいは引き続き他国で新しい職を得るなどのように、彼ら特有の就労スタイルを持っています。そのような国境を越えて働く外国人にとって、その特有のスタイルにあったワールドワイドな国際健康保険に加入することは不可欠です。それは外国人のニーズを十分考慮した上で設計されているので、日本の公的健康保険では保険適用の対象とならないような部分にまで保険適用範囲を広げています。日本には永住権を有する外国人もいれば、永住権を持たず就労のためだけに一時的に滞在する外国人もいます。すべての外国人が公的であり、民間であれ健康保険に加入すべきであるという考えにはおおいに賛同いたしますし、日本で永住権を持つ外国人に対して日本の公的保険への加入を促すことには一定の理解ができます。しかしながら、それを一時的滞在者にまで適用することには無理があると思います。今後、すべての外国人に日本の国民健康保険加入を義務付けるとすれば、場合によっては2から5年さかのぼり保険料を支払うことになり、その金額は100万円を超えることもあり得ます。それはあまりに大きな負担です。このように、日本人を対象として設計された制度を、永住権の有無にかかわらず一律に外国人に適用すること自体に相当な無理があると考えます。こうした事情に照らし、今回の入管のガイドラインの8項目日本の公的保険に加入することを強制するかのような対応は見直して頂きたいと提案いたします。	B-1	IV	在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドラインにおいて健康保険証の提示を求めているのは、社会保険加入義務がある外国人に対して、その義務を履行することが必要であることを周知し、当該義務の履行を促進するために行うものであり、健康保険証が提示されないことのみをもって申請を受理しない又は不許可処分とするものではないが、健康保険証の提示が加入義務の履行促進を目的としていることをより明確にするため、ガイドラインの改正を予定している。	以下の点を明確に回答されたい。 ・ガイドラインの改正時期及び具体的な改正案(特に第8項目の取扱い) ・健康保険証の提示が無いことが、申請の不受理の直接的原因とならないこと			1 0 3 4 0 1 0	Association of Foreign Businesses	神奈川県	法務省 厚生労働省	
050130	外国人への健康保険適用の緩和及び在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドラインの見直し	在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン	在留資格の変更及び在留期間の更新は、法務大臣が適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り許可することとされており、この相当の理由があるか否かの判断は、専ら法務大臣の自由な裁量にゆだねられ、申請者の行おうとする活動、在留の状況、在留の必要性等を総合的に勘案して行っているが、この判断に当たっての考慮事項を当該ガイドラインにまとめている。	2010年4月より在留資格変更許可申請および在留期間更新許可申請の際に新ガイドラインの運用に8事項では健康保険証の提示を求めるとなっているが、外国人向けの国際健康保険も可とする。	神戸市在住の外国人に健康保険加入についてアンケートを募ったところ、半数は民間の健康保険や国際保険や自国の保険に加入しており、半数が日本の公的健康保険に加入し、無保険の者は1%でした。医療保障保険は高額なので、民間保険と公的保険の両方加入する事は、かなりの経済的負担になり不可能です。外国人が加入する外国人向けの保険は簡単には手放せません。日本の公的健康保険では日本人のニーズに合った制度です。外国人向けの健康保険は、日本の公的健康保険ではカバーしてくれない保障も可能にしている。例えば日本にいる外国人医師の医療費、死亡時の遺体を自国へ送還する費用、入院時の家族の渡航費用がそれにあたる。日本の国民健康保険加入すれば、場合により2から5年さかのぼり保険料を支払うことになり、数万から100万円を超えることもあり、支払いが難しく、冷静に判断した上で、帰国する外国人もでてくる。不誠実な外国人はかえって地下に潜ってしまうことになる。法務省は外国人が健康保険に加入しているかどうか心配することは、十分理解できますが、すべての外国人が日本の公的保険に加入することには無理があると思います。また、今の健康保険についての法律は50年以上前の日本人の為のもので現在の外国人の状況と大きく異なり、それをそのまま適用すること自体に相当な無理があるのではないかと。特に今回の入管のガイドラインの8項目、社会保険に加入することを強制するかのような対応は、こうした事情に照らして早急に見直して頂きたいと、公的、民間を問わず健康保険加入とし、無理のない対応を望みます。	B-1	IV	在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドラインにおいて健康保険証の提示を求めているのは、社会保険加入義務がある外国人に対して、その義務を履行することが必要であることを周知し、当該義務の履行を促進するために行うものであり、健康保険証が提示されないことのみをもって申請を受理しない又は不許可処分とするものではないが、健康保険証の提示が加入義務の履行促進を目的としていることをより明確にするため、ガイドラインの改正を予定している。	以下の点を明確に回答されたい。 ・ガイドラインの改正時期及び具体的な改正案(特に第8項目の取扱い) ・健康保険証の提示が無いことが、申請の不受理の直接的原因とならないこと 併せて右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	ガイドラインがあいまいな文言な為、外国人の間で混乱とやり場のない怒りが生じております。法務省の回答で、できるだけ多くの外国人に対して社会保険加入を促進することがガイドラインの「真の意図」であるなら、なぜ英語、ポルトガル語、中国語のような他の言語にガイドラインを翻訳されていなかったのですか？ それは簡単な作業で済み、費用もそれほどかかりません。開かれたガイドラインでない為に私たちは法務省回答の「真の意図」が、本当に真摯な態度によるものなのかどうかお尋ねします。他の目的があるのでしょうか、ぜひともガイドラインの明確化を願います。そして同時に、「在留資格の変更、在留期間の更新許可」の際に、保険証不提示申請者が不利益を被ることがないように、間違ってもこのガイドラインが、外国人を不当に取り扱うための入国管理局の手段にならぬようお願いいたします。私たちは、このガイドラインが日本の国際的信用問題にかかっていると恐れています。私達の考える理想的なガイドラインの修正案を「別紙」に示しております。どうぞご参照ください。			1 0 1 6 0 1 0	フリーチョイス	兵庫県	法務省 厚生労働省